

児童虐待等死亡事例検証報告書

【平成 30 年 11 月新生児死亡事例】

(概要版)

令和 2 年 3 月

宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会

本報告書の利用にあたっては、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

〔目次〕

1 検証の目的	・・・・・・・・	1
2 検証の方法	・・・・・・・・	1
3 事例の概要	・・・・・・・・	1
4 明らかになった問題点・課題	・・・・・・・・	2
5 再発防止に向けた提言	・・・・・・・・	3
(参考) 検証組織等	・・・・・・・・	5
(別紙) 宮崎県社会福祉審議会運営要領	・・・・・・・・	7

1 検証の目的

宮崎県内で発生した児童虐待死亡事案について、児童虐待防止等に関する法律第4条第5項に基づき、事実関係を調査し、死亡した子ども及び当該世帯の視点に立って再発防止策の検討を行い、児童虐待の防止に向けた提言を行うことを目的とする。

なお、この検証は特定の機関や個人の責任の有無を追求するものではない。

2 検証の方法

本事案は、児童相談所や市町村等との関わりがなかったことから、公判の傍聴や公判記録により情報収集を行い、判明した事実から問題点、課題等を明らかにし、再発防止のために必要な方策を検討した。

なお、会議内容については、プライバシー保護の観点から非公開とし、本報告書については、検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除する等、プライバシーに配慮した。

3 事例の概要

(1) 概要

平成30年11月23日(金)午後6時から午後9時までの間に、19歳少女(以下「母親」という。)が、自宅にて生後0日の男児(以下「本児」という。)の顔を毛布で覆い、顎を手で押さえつけて窒息させ、本児の遺体をビニール袋に入れて自室に放置し、その場から立ち去ったものである。

その後、母親は殺人及び死体遺棄容疑で逮捕され、令和元年7月30日に懲役3年6か月の判決が出て、同年8月13日に刑が確定した。

なお、母親は妊娠してから医療機関を受診しておらず、交際相手と職場の友人以外は、母親の妊娠には気づいていなかった。

また、事件発生まで当該世帯への関係機関の関与はなかった。

(2) 家族の状況(年齢は事件当時)

祖 父	40代	
祖 母	40代	
母 親	19歳	飲食店従業員
叔 父	10代	
叔 父	10代	
叔 母	10代	

(3) 経緯

平成29年12月	・母親と交際相手(以下、父親)が知り合う。
平成30年3月	・母親と父親が正式に交際を始める。 ・母親の妊娠が判明 ・母親の妊娠について家族も気づかず。 妊婦健診未受診、母子健康手帳未交付
平成30年11月23日	・母親が自宅で本児を出産 出産後、母親が本児の顔を毛布で覆い、顎を手で押さえつけて、窒息またはこれに起因する呼吸不全により死亡させ殺害 ・その後、本児の死体をビニール袋に入れ自室に放置
平成30年12月4日	・死体遺棄容疑で母親を逮捕
平成30年12月17日	・殺人容疑で母親を再逮捕
令和元年7月30日	・母親に懲役3年6月の実刑判決

4 明らかになった問題点・課題

(1) 『予期しない妊娠／計画していない妊娠』（以下、予期しない妊娠という。）や、出産しても養育することができない場合の相談窓口が知られていないこと

母親の妊娠については、交際相手と職場の友人しか知らず、その誰からも相談機関につながれることはなかった。

また、母親は妊娠時には、インターネットで検索する等して情報を収集しているが、実際の相談には至っていない。

予期しない妊娠や、出産しても養育することができない場合の相談・支援窓口は既にあるものの、支援を必要とする人たちに十分に認知されていない状況があり、支援機関に繋げていくための手立てを考えていく必要がある。

(2) 妊娠の事実が周囲が気づくことができなかつたこと・気づいた者による支援が受けられなかつたこと

本事例では、母親は交際相手との関係を重視するあまり、周囲に妊娠している事を相談せず、最後まで家族ですら妊娠に気づくことができなかつた。また、妊娠したことを聞いた友人は墮胎するよう勧めたものの支援的な行動はとらなかつた。

家族関係が希薄になっている現代では、地域力が求められている。本事例でも家族又は地域の誰かが妊娠に気づいていれば、母親が妊娠について一人で抱え込み孤立することはなかつたと思われる。

(3) 性交渉＝妊娠という認識が低かつたこと

本事例では、母親は「避妊をしない性交渉により子どもができることは、軽い気持ちで考えていた」と語っているように、たった1回の性交渉でも妊娠する可能性があることについての認識が低い。

また、母親は、妊娠中から出産時にかけての知識・理解が大いに不足しており、妊娠後、子どもがお腹の中でどのような発育過程で育ち出産に至るのかが分かっていなかった。

さらに、妊娠後も産婦人科受診や母子手帳交付は受けていなかったため、飛び込み出産や自宅分娩による母親や子どもへの危険性についても十分に理解できていなかった。

(4) 母親が出したSOSに対し、次の支援に繋げることができなかつたこと

母親は陣痛開始後に、産婦人科医院（一次医療機関）へ電話をかけたが、飛び込みでの受診は受け入れられない、別の医療機関（地域周産期母子医療センター：二次医療機関）へ連絡するように言われ、結果、受診を諦めてしまった。母親が唯一、交際相手以外の第三者に支援を求めた行動であったが、次の支援に繋げることができなかつた。

5 再発防止に向けた提言

(1) 相談窓口・支援内容の更なる周知及び相談支援機能の充実

予期しない妊娠等に関する相談窓口は複数設置されているが、相談窓口の存在や支援内容が広く認知されるよう啓発の方法を工夫する必要があるとあり、具体的には次のような取組が考えられる。その際には、妊娠していることを知られたくない若者が相談窓口にたどり着けるような情報発信をしていくことが重要である。

また、妊娠した本人だけでなく、パートナーである男性も含め、家族や友人など、より多くの人に伝わるよう配慮する必要がある。

＜具体的な周知方法・周知内容＞

- ・インターネット検索により相談窓口等の情報に繋がりやすい工夫
(妊娠・出産に関連するワードを検索すれば、一番最初に相談窓口や正しい妊娠・出産に関する情報が掲載されたページが出てくる等)
- ・若者でも気軽に相談しやすいSNS等を活用した効果的な情報提供
- ・相談窓口を周知するための啓発カード等について、若者などがよく行き来する場において、悩みのある方が、周囲の目を気にせず手に取れるための配布方法の工夫
- ・匿名での相談も可能で、相談内容等の秘密は守られることの更なる啓発
- ・予期しない妊娠など、妊娠に不安を持つ女性に対して、妊娠診断検査薬での妊娠の有無を検査する自己検査や避妊方法など、保健所や女性専門相談センターにおいて総合的な支援を行っていることなどの積極的な周知
- ・妊娠、出産、避妊、人工妊娠中絶の可能な時期等に関する具体的な情報の啓発
- ・出産後に養育することができない場合の社会的養護の内容（出産後、両親等が育てられない状況であっても、社会全体で生まれてきた子どもを支援していく仕組み：養子縁組や里親制度、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設など）の積極的な啓発

また、国においては、「子育て世代包括支援センター」を令和2年度までに全市町村に設置することとしている。

子育て世代包括支援センターの役割は、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を行うものであり、このような取組により育児不安を解消し、虐待の予防に寄与することが期待されている。

本件の事例のような予期しない妊娠等については、相談者が相談窓口を探さなくても「ここに行けば、妊娠、出産について、何でも相談に応じてくれる」という子育て世代包括支援センターのような窓口が必要であり、県においては、市町村職員への研修会等を実施し、子育て世代包括支援センターの機能強化を図るとともに、積極的に周知していく事が重要である。

さらに、妊娠・出産に関する相談を受ける職員のスキルアップを図り、相談者を孤立させずに必要な支援機関に繋ぐ技法を習得するとともに、休日・時間外の相談にも適切に対応できる体制を整備する必要がある。

(2) 若者の妊娠に周囲が気づける地域づくり

家族関係が希薄化し、家族の機能そのものが脆弱となっている現代、家族に代わる機能としての社会力が問われている。子どもが不安や困りごとを家族、特に父母に語れる家族関係を取り戻し、安心して育つ家庭環境、学校との連携、地域

の見守り体制などが図られる必要がある。

特に、自分から妊娠について相談できず、相談窓口にたどり着くことが困難である若者の妊娠に地域に根ざした見守り活動に取り組む民生委員や児童委員や、周囲の大人たちが気づき、支援者に繋げられるような地域づくりを進めていくことが重要である。

そのためには、民生委員、児童委員等の研修の充実や思春期の子どもを持つ親たちへの啓発の推進、さらには、自治会活動等に子どもや若者を参加させるなど、若者を取り巻く地域の環境を整備する必要がある。

(3) 予期しない妊娠に係る予防対策の強化（性教育等について）

予期しない妊娠を防ぐための性教育や、妊娠に関して相談できる窓口の周知を中学生の時期から行うことが必要である。

性教育については、乳幼児との触れ合いや交流を通じ、いのちの大切さを学習し、自己肯定感を高め、子育て支援についての理解を深めるなど、授業内容の充実を図る必要がある。

また、性教育の内容は、性感染症予防や避妊だけでなく、それらに『失敗した時の対処法（緊急避妊薬など）』や『飛び込み出産の危険性』についても、必要に応じて個別指導の内容に加える。特に、飛び込み出産については、母親と子どもの2つの命が危険に晒されることを伝える必要がある。

さらには、ネットや口コミの情報だけを信じることなく、生命を生み出すことへの責任をしっかりと教育の中で教える必要がある。特に、妊娠22週以降は人工妊娠中絶ができないこととされているが、その理由は、胎児は22週以降には生きる能力が出来上がっており、一人の人間としてその人権を尊重しなければならないためでもあることを教えなければならない。命を宿し、生み出すことは大切なことであるが、その後も生まれた命を守る責任があることを実感できる性教育も必要である。

なお、出産後の生活等が心配な場合についても、(1)で提言したように、社会全体で生まれてきた子どもを支援していく仕組み（養子縁組や里親制度、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設など）があることについて、必要に応じて伝えて行く必要がある。

(4) 飛び込み出産への対応について

本件のような事案では、突然、産婦人科を訪れる可能性が高いと思われるため、産婦人科職員を対象とした研修会を開催し、対応する職員の資質向上を図る必要がある。研修においては、本件の事案のように切迫した状況にある相談者の立場に寄り添い、状況の的確な把握に努め、相談者と胎児の生命の安全を第一にした対応を行うことの重要性を周知することが重要である。

また、妊娠・出産の危険リスクや妊婦健康診査を確実に受診する必要性の周知を母子保健の様々な機会や、(3)で提言した学校教育においても行い、飛び込み出産の発生予防を図る事が重要である。

その他、本件のような飛び込み出産の事案を含むハイリスク妊婦のケースについては、市町村要保護児童対策地域協議会や県保健所が開催する地域周産期保健医療体制づくり連絡会において効果的な支援方法等を検討し、妊産婦、乳幼児を取り巻く地域の課題解決に向け関係機関と協議を行う事が重要である。

参 考

1 検証組織等

別紙「宮崎県社会福祉審議会運営要領」のとおり。

2 検証の経過

(1) 宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会

第1回（平成31年 2月14日）

本検証部会に関する事項の確認

検証対象事案の概要について

今後のスケジュールについて

第2回（令和元年11月14日）

公判で明らかになった事実の確認

今後のスケジュールについて

第3回（令和2年2月13日）

報告書案の検討

報告書のとりまとめについて

(2) 公判傍聴及び公判記録閲覧

3 検証部会委員

宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会委員名簿（平成30年度）
（五十音順）

氏 名	役 職 名	備 考
安 東 末 廣	宮崎大学教育文化学部名誉教授	
小 林 睦 代	主任児童委員	
安 井 伸 二	（社福）宮崎県社会福祉協議会副会長	
高 村 一 志	宮崎県医師会常任理事	
中 村 洋 子	保健師	
花 野 典 子	宮崎県立看護大学名誉教授	部会長

宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会委員名簿（令和元年度）
（五十音順）

氏 名	役 職 名	備 考
安 東 末 廣	宮崎国際大学教育学部特任教授	
小 林 睦 代	主任児童委員	
川 野 美 奈 子	（社福）宮崎県社会福祉協議会副会長	
高 村 一 志	宮崎県医師会常任理事	
中 村 洋 子	保健師	
花 野 典 子	宮崎県立看護大学名誉教授	部会長

別 紙

宮崎県社会福祉審議会運営要領

平成13年1月29日
福祉保健部福祉保健課

(趣 旨)

第1条 この要領は、宮崎県社会福祉審議会条例（平成12年宮崎県条例第13号。以下「条例」という。）第9条の規定により、宮崎県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 条例第5条の規定による委員長の職務の代理を行う者として副委員長1人を置く。

(専門分科会)

第3条 専門分科会は、専門分科会長が招集し、議長となる。

2 専門分科会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、専門分科会を招集しなければならない。

3 専門分科会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(副専門分科会長)

第4条 条例第7条第5項の規定による専門分科会長の職務の代理を行う者として副専門分科会長1人を置く。

第5条 委員は、いずれかの専門分科会に属するものとし、かつ、2以上の専門分科会に属することを妨げない。

第6条 民生委員審査専門分科会長及び児童福祉専門分科会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求め、当該専門分科会の決議に代えることができる。

2 児童福祉専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第7条 審査部会に審査部会長及び副審査部会長1人を置く。

2 審査部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によって、これを定め、副審査部会長は、審査部会長が指名する。

3 審査部会長は、審査部会の事務を掌理し、副審査部会長は、審査部会長に事故があるとき、その職務を行う。

第8条 第3条並びに第6条の規定は、審査部会の会議及び決議について準用する。

(処遇部会、検証部会及び再調査部会)

第9条 児童福祉専門分科会に、処遇部会、検証部会及び再調査部会を設ける。

2 処遇部会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項に規定する児童の措置等に関する事並びに同法第33条の12に規定する被措置児童等虐待に関する通告等及び同法第33条の15の通知等に関する事について、調査審議等を行う。

3 検証部会は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する重大事例について、調査研究及び検証等を行う。

4 再調査部会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項並びに第31条第2項に規定する重大事態について、調査報告等を行う。

5 処遇部会、検証部会及び再調査部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

- 第10条 処遇部会、検証部会及び再調査部会にそれぞれ部会長及び副部会長1人を置く。
- 2 部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定め、副部会長は部会長が指名する。
 - 3 部会長は、部会の事務を掌理し、副部会長は、部会長に事故あるとき、その職務を行う。

- 第11条 第3条の規定は、処遇部会、検証部会及び再調査部会の会議について準用する。
- 2 処遇部会、検証部会及び再調査部会の決議は、児童福祉専門分科会長の同意を得て、児童福祉専門分科会の決議とすることができる。
 - 3 児童福祉専門分科会長は、処遇部会、検証部会及び再調査部会の決議をもって児童福祉専門分科会の決議としたときは、その直後に開かれる児童福祉専門分科会においてその旨を報告するものとする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる課又は出先機関が処理するものとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会に関するもの 福祉保健部福祉保健課
- (2) 高齢者福祉専門分科会に関するもの 福祉保健部長寿介護課
- (3) 児童福祉専門分科会並びに処遇部会、検証部会及び再調査部会に関するもの 福祉保健部こども政策局こども家庭課
- (4) 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会に関するもの 福祉保健部障害福祉課

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は福祉保健部長が定める。

附 則

この要領は、平成13年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。